

10

スリランカの貯水池灌漑と農村社会

なかむらひさし
中村尚司

- I 南アジアの農業水利
- II 調査村の概況と農業【略】
- III 土地利用と水利用【略】
- IV 農村社会の解体と統合

出典 『灌漑農村社会の諸形態』玉城哲編
研究叢書280 アジア経済研究所
1979年 第6章

I 南アジアの農業水利

農作物の栽培に必要な水の供給が、なんら人為的な工夫をほどこさなくても天水として得られるだけでなく、必要以上に過剰な水は人為的に排除しなくとも、蒸発、蒸散、地下浸透等によって自然に排水される地域がある。このような地域では、農耕様式の展開が用排水上の制約を感じるようになるまで、農業水利が重要な課題とはならない。

しかし、南アジアの主要な農業地帯では、日本と同様にいつの時代にあっても、農耕に従事する人びとが、天水の過不足を大きな制約条件と感じてきた。そして、水利用を円滑にするためのさまざまな試みが、くりかえされてきている。降水量や流出量を自在に制御することができなかつたので、その成就を願う呪術や祭儀もまた絶えることなく続けられているのである。

農業に必要な水の過不足を克服するための水利施設は、どこでもきわめて部分的かつ不十分なものにとどまっている。水文学的な制約を与件とする、いわば二次的な水との格闘の歴史である農業水利は、その不完全性ゆえに、地形や地質などの微細な差異に対応した地域的特質と深く結びついている。このため南アジアの農業水利一般を抽象化して議論することは、非常に困難である。このような困難性を考慮したうえで、今後の比較研究をするための手がかりとして、日本の農業水利に関する筆者の見聞を、南アジア諸国で行なった農村調査の経験と比べながら、いくつかの問題点にまとめておくことにする。

- (1) 南アジアでは雨季と乾季の区分がかなり明瞭であるのに対して、日本ではとくに乾季と呼びうる季節がない。これに応じて、農耕期も前者は降雨量の多い時期であるが、後者は気温の高い時期が中心となっている。水稻に即していえば、*Indica*は感光性が強く、*Japonica*は感温性が強い。
- (2) 南アジアでは降水期が一定しているだけでなく、農業(とくに主穀栽培)にとっての過不足が地域によって一定している。すなわち、用水量より過剰に天水がある地域と、用水量以下の降水しか得られない地域が、長年月にわたって一定している。年々の変動は、過剰な地域では非常に多すぎるか少し多すぎるかであり、過少な地域では非常に不足するか少し不足するかである。他方日本では同じ地域でも年により、過剰であったり、過少であったりすることが多い。
- (3) このため、南アジアでは農業水利といえば灌漑のみか、あるいは排水のみであったが、日本では灌漑、排水、洪水防止がワンセットになっている場合が多い。南アジアでは、雨季の補水灌漑が農業水利の主要な課題であり、湛水地帯の排水にはほとんど手がつけられず、水位の増減サイクルに対応した営農が行なわれている。これに対して日本の農業水利は、農地の表面における水量を可能なかぎり安定させることをめざしている。
- (4) 大河川の水制御が困難なため、小河川、貯水池、井戸からの補水灌漑に依存する南アジア(パンジャブなどの入植地を除く)では、給水量に対応した

作付体系が慣行農法の基礎をなし、耕作面積も水利に応じて増減する。畠地の水田化や水田の畠地化という地目の転換も、給水量に従って容易に行なわれる。耕地と荒蕪地とも同様に互換的である地域が少なくない。ところが、日本ではよほどのことがないかぎり、ひとたび開田されれば、水田は半永久的に水田であり、水田一畠一荒蕪地の転換がみられない。

(5) 島嶼部を除く南アジアでは微地形の変化が少なく、水路灌漑、貯水池灌漑、地下水灌漑のいずれをとっても、水利施設の建設だけではなく、その維持・管理と導水作業とに多大な労働力を要する。日本では小規模な扇状地が広く発達し、その勾配を利用して旧河道に用・排水路を設けることができる。また、末端では地形上の特質を活用して、田面差のあるところへ田越しに灌水する方式が多かったので、水利施設を維持し、圃場に給水するための労働力は相対的に少なく、村落単位の労働集団で可能な事業となっていた。

(6) 圃場への給水量を安定させることができれば、それまで播種期と収穫期とに集中していた労働ピークをなだらかにし、集約的な営農を可能にする。水稻の場合、用水の安定供給が可能なところでは、移植栽培が行なわれている。また、水利労働が経営外部の組織（たとえば水利組合）によって専門的に行なわれるようになれば、基幹労働力が圃場での作業に専念でき、家族労働力による自立した経営が可能である（日本）。他方、水利労働に基幹労働力が縛られている経営では、外部の雇用労働力なしには営農がむずかしくなる（南アジア）。

以上は水利条件という視角から、南アジアと日本とにおける農業経営の特質を比較し、その大要を列記したものである。このようにあい異なる条件のもとにおかれた農業は、それぞれの条件に対応して、最も適合的な発展の道すじをたどっていったものと考えられる。そのため、一元的な農業発展のコースを想定し、その基準にてらして進歩や停滞を論じたり、類型化することは無理である。いうまでもなく、農業発展を規定するのは水利だけではない。他の生態学的な条件や歴史的な条件も、大きな作用を及ぼしているので、

水利条件からのみ一般化することは誤りである。

しかし、水利条件からのみ農業発展の性格を規定することは誤りであるとはいひ、水利条件が有力な規定要因であることもまた否定できない。そこでこの章【本収録論文をさす一編者】では、まず水利条件から南アジアの農業経済と村落社会について概括し、つぎに個別的な事例についてその他の要因もあわせて分析し、村落社会における水利条件を相対化する方法にとりくむことにしたい。

天水のみに依存している営農形態を純粹なかたちで見出すことは容易ではないが、たとえばビハールやオリッサの山地で焼畑農業を生業としている地域やバングラデシュの浮稻栽培地帯では、非灌漑農業が支配的である。このような営農形態のもとでは、個々の経営は比較的自立していて、強固な村落共同体を形成しない場合が多い。そして生産の上昇をみちびくような蓄積の契機がとぼしく、耕種農業が社会発展の基軸とはならないようである。

人力や畜力による揚水が天水を補完する形態の営農は、インド亜大陸に広範にみられる。この営農形態では、揚水労働のために基幹労働力がとられてしまうので、経営の外部に多種多様の職人層や農業労働者層を必要とし、村落内分業を発展させがちである。分業種単位の労働組織がカースト団体として自立し、このような分業の進展が蓄積の契機ともなっている。

重力による自然流下を利用した水路灌漑による営農形態では家族労働力を主体とする集約的な農業が営まれる。このような営農は、河川の上流部の盆地や扇状地にみられ、個々の経営の自立は水利慣行によって支えられるので、水利を基軸とした村落共同体のつながりは非常に強固である。水系単位に村落間の秩序が形成され、広域の地域社会の基礎となる。

独立の水源のもとにある貯水池灌漑の地域では、営農の限界は当該貯水池の貯水量によって与えられる。農地の管理よりは用水の管理が優越し、土地制度よりも水利制度の方が優越するかにみえる。蓄積の方向は、貯水池と貯水池とを水路で結び、広域の灌漑システム（ときには水系間をも結ぶ）を形成することにむけられる。南インドやスリランカの乾燥地帯に広くみられ、貯

水池単位に村落が存在し、單一カーストの住民による共同体的な社会関係が強く、水稻栽培が個別的に行なわれていても、水利用の必要が集団的な営農の性格を与えている。

ここでとりあげた天水依存の非灌漑農業、人力や畜力による揚水灌漑農業、水路灌漑による集約農業、貯水池灌漑による集団的営農のいずれの形態も、南アジアの諸地域に存在するが、他の営農形態とは無関係にそれだけで独立して観察されるわけではない。また村落社会の経済的な基盤も耕種農業によってのみ構成されているわけではない。したがって特定の農業水利に基づく営農形態が、村落経済全体のなかでどのような位置を占め、どのような役割を果たしているかを検討することが大切である。

そこで、スリランカにおける貯水池灌漑の村落を事例として、特定の水利施設による灌漑農業を他の経営活動との関連において考察してみよう。この報告のもとになる村落調査は、1977年8月から9月にかけてアヌラーダプラ県におけるプドゥクラマ (Pudukkulama)、スルックラマ (Surukkulama) およびガルマドゥワ (Galmaduwa) の三つの貯水池村落で実施されたものである。村落調査の詳細な報告は別の機会に行なっているので、ここでは概要を記すにとどめる (『経済学論集』第44巻第1号～第45巻第2号を参照)。

II 調査村の概況と農業【略】

III 土地利用と水利用【略】

IV 農村社会の解体と統合

稻作を家族労働力だけで行なっている農家は9戸にすぎず【調査戸数は43戸一編者】、あとは大なり小なり雇用労働力もしくはアッタン (attam) と呼ばれる手間替慣行に依存している。農業労働者を雇用している農家は22戸、アッ

タンを行なっている農家は16戸である。ガルマドゥワ村には、アッタン慣行がみられない。5戸だけの小集落であるうえ(農家は4戸), 経営形態に差があり、アッタン慣行になじみにくいと思われる。農業労働者として近くの農家で雇われて働く成員のいる世帯は15戸であり、家族構成員の多い農家が多く、その世帯のライフ・サイクルとも密接に結びついている。

一般に畦畔の修理や圃場での水管理は自家労働のみで行なわれている。耕起はさきに紹介したようにトラクターによる賃耕が行なわれることもある。農業生産性センター(APC)と隣村のトラクター所有農家とが、計6戸の賃耕をしている(エーカー当たり120~150ルピー)。水牛の耕起や碎土・整地を人に頼む場合、4頭と1人の基幹労働力では1日22ルピー、2頭と1人の基幹労働力では1日20ルピー支払うことになっている。また脱穀も水牛で気温の低い夜に行なわれるが、4頭の水牛と3人の男が1組になって働くのが普通で、1晩当たり水牛に15ルピー、労働者に15ルピーの計30ルピー払わねばならない。それ以外の農作業では、成年男子8ルピー(食事付)、成年女子6ルピーが標準的な日当であり、作業内容によって若干の増減がある。

碎土・整地と同じ日、またはその翌日に直播するのが通例であり、移植を行なった農家は1戸もない。水利の不安定性が、作付期に応じた種苗の育成を不可能にしているためである。したがって、手で除草を行なうこともない。そのかわり除草剤はほとんどの農家が使用している。また、殺虫剤の使用例も少なくない。施肥は硫安と尿素が主であるが、使用したのは7戸のみで堆肥もほとんど作られていない。若干の綠肥を除けば、大半が無施肥である。収穫皆無または凶作がつづいていたので、地力は低下していない。また、せっかく施肥しても他の条件がととのわなくて(とくに水利)、収量が上らないから、無肥料栽培をつづけている、というのが在村の農業改良普及員の説明であった。

播種から刈取りまでの期間、田面での作業は比較的少ないが、2メートルくらいの高さの床をもつ番小屋を圃場に建て、共同で野獣の害を防ぐ作業がある。一定期間、農民は圃場で夜を過ごさなければならないのである。焼畑

で作物の芽が出かかった時期のヘーナ作【焼畑作一編者】も同様であるが、この場合は個別的な見張り作業が行なわれているのに対し、稻作は共同作業が主体となる。ガルマドゥワ村において私たちが観察した例では、8戸の農家がプラナウェラ【溜池の水を利用する水田一編者】に四つの番小屋を建て、4人ずつ交代で野獣（とくに野象の害が大きい）の監視をしている。このような共同監視をする夜が、約40～50日続くのである。水利の問題を離れてても、稻作が個別的な営農に終始するわけにいかない大きな理由のひとつである。

数年来つづいた稻作の減収を補って村民の経済生活を支えてきたのは、雑穀、果樹、淡水魚などの畑作を中心とする非商品部門である。しかし、サツマイモ、マンニョクなどの芋類を除くと、非商品部門のめざましい増産は望めず、また水稻が豊作の年にも欠くことのできない部門である。稻作部門の縮小を補完する役割を果たしてきた重要な分野は、ヘーナ作、畜産および非農業部門での兼業である。これらの諸部門についての詳しい分析を行なう余裕がないので、ここでは若干の問題点を指摘するにとどめる。

ヘーナ作は、狭小な園地では自給できないシコクビエや野菜類を供給する役割と、商品作物の生産による現金収入源としての役割を演じている。前者は園地における畑作の延長とみることができる。トウガラシ、カラシナ、ゴマなどの輸入禁止政策のため、価格が上昇した後者は、若くて体力のある農民の意欲をかきたてる魅力に富んでいる。1エーカーのヘーナ地でヤラ【4月～9月の作期一編者】期にゴマ11ブッシュルを収穫して1650ルピーで販売し、マハ期【10月～3月の作期一編者】にはトウガラシ、カラシナ、豆類を混植し、それぞれ120ポンド(960ルピー)、6ブッシュル(660ルピー)、7ブッシュル(770ルピー)を収穫し、合計4040ルピーの粗収入を得た農家もある。しかも、水稻作に比較して生産費が少なく、主たる投入物は激しい労働だけである。

しかし、このような商品作物は価格の変動が激しいうえに、長期に耕作を継続することができず、新しい適地を探すことが容易でない。焼畑農業の収奪性や環境破壊を批判する声も強くなっている。また、ヘーナ作の収益性に着目して、雇用労働力による企業的経営をはじめた都市の中産階級との競争

もきびしくなってきている。

畜産部門は、水牛または乳牛を肥育して年間10頭販売すれば、3000～5000ルピーの粗収入をえられる。この場合も労働力以外の経常的生産費は非常に少ない。3カ村で10頭以上飼育している農家は11戸にすぎないが、自家用の役牛、乳牛として数頭飼っている農家も、経営を拡大しようと試みてはいる。しかし、かなりの初期投資が必要なうえに盗難にあう危険も少なくない。さらに、そのような事情にもまして農家にとっての大きな障害は飼育労働力である。公教育の普及により高学年まで進学する子供が増え、放牧のための労働力を確保することが年々むずかしくなっているのである。

最後に非農業部門の兼業収入がある。都市に通勤する交通手段が欠如しているので、村内に居住しながらこの部門に就業する機会はきわめて限られている。雑貨商と大工を除くとグラマ・セーワカ、農業改良普及員、教員などの公務員だけである。商店や村落職人がこれ以上増える見通しはなく、公務員は高等教育の普及とともに、競争激化の一途をたどっている。セイロン輸送公社のバス運転手や車掌として村外で就職している農家もあるが、村に戻るのは月に4、5日だけであり、農業の継続が困難であり、転出を考えているようである。あとは未婚の家族構成員が都市で就職して、仕送りしている形態の兼業農家である。農閑期だけ都市や建設事業地区へ出稼ぎに行くという農家はみられない。子供を非農業部門に就職させたい、という希望は珍しくないが、その最大の理由は安定した収入である。

村に住む公務員の月収は350ルピーから500ルピーの間であり、村内では高所得の階層とみられている。とくに、教員(月収460ルピー)と農業改良普及員(月収363ルピー)の共働き世帯の場合、1969年に交通の便が良い新居住区に家を新築し(6000ルピーの建築費)、さらに畠地灌漑をはじめる計画で自家用の井戸(20フィートの深さ)を掘り、村の人たちに強い印象を与えていた。

ヘーナ作、畜産および兼業の3部門による農家経済の補強は、すべての農家に開かれた現金収入の道ではなく、それぞれ固有の条件によって制約されている。とりわけ、これらの部門にふさわしい労働力を具有していない農家

は、稻作が不振だからといってにわかに新規参入するわけにいかないのである。このような稻作農家に対して、公的な旱害救済事業が行なわれてきた。

1976年には、調査地区で2種類の事業が行なわれた。ひとつは地方土木局(Territorial Civil Engineering Organization)が施工したプドゥクラマ池の堰堤の修復工事である。約6カ月間にわたって1日28人の労働者を雇用し、日給8.2ルピーの賃金を支払った。この工事に雇用された臨時労働者はすべて男性であり、地元の農家から優先的に採用された。月平均15日から20日間働いた人が多い。単純に計算して、約4万ルピーの現金が賃金として支払われたことになる。

もうひとつは、パニッチャカッラ池の改修工事で、こちらは収税官事務所が断続的に1年間かけて施工した。雇用されたのは、前者と異なり女性労働力の方が多く、高齢者も含まれていた。賃金は現金で支払われず、小麦粉(アメリカの援助物資)がウェルパンクラマの協同組合を通じて日に3ポンド支給された。月平均15日間、ひまな村民はすべて出かけたといわれている。

この二つの事業とも、従来ならば公的な機関が施工するような内容のものでなく、貯水池を利用して村民の共同労働(無償)によって行なわれてきたものである。したがって共同体的な水利慣行が公的な事業へ転換をとげた、と理解することも可能である。しかし、これらの事業はあくまでも臨時的なものであり、貯水池灌漑施設の維持管理は耕作委員会のもとで、関係農家が共同で行なうことになっているのである。

以上の調査概要から容易に理解されるように、貯水池灌漑のもとににあるスリランカの農村社会では、経済生活の基礎は水稻栽培におかれている。少なくとも村の住民には、そう意識されている。生活のリズムは稻作と結びついていて、社会的な儀礼も稻作にまつわるものが多い。稻の収穫が十分あれば、基本的な生活資料は手に入れることができるとみなされているのである。稻と同様に村内で自給されるココナッツ、ジャック・フルーツ、バナナなどの副次的な生活資料は、あまり豊凶の差がなく、水稻栽培ほどの労力も必要と

しない。

このように稲作を基軸とする村落経済が長年月にわたって形成され、村落内の秩序も水田経営ぬきには考えられないほどである。しかし、貯水池の水利用を共同的に行なわなければならないという事情から、個々の農家が自由な自立した経営を行なうわけにはいかない。村の水田全体にとって最も好都合な効率の良い水源（貯水池）利用が、なによりも重要であり、その限りでは共同利害が個別利害に優越するのである。法的には私的所有権が確定しているプラナウェラやアッカラウェラ【開墾して造成した水田—編者】の水田も、村の貯水池の灌漑に依存しなければならない以上、共有地としての性格をぬぐいきることはできない。村民による共同利用という土台の上に私権が置かれている、とみるべきであろう。

他方、稲作に水を供給する貯水池は国家の管理のもとにある公水面である、というたてまえをとっている。しかし、現実の水利用に公権力が介入することなく、実態的には全村民による共同利用が行なわれている。その点からみれば、公有池というよりも共有地としての性格を強くもっているのである。単に灌漑用水だけでなく、淡水漁業、水牛の放牧、洗濯、水浴等の生活用水などの広範な利用形態をみれば、全村民による共同管理のもとにおかれている実態がよくわかる。

稲作に必要な労働力の点においても、個別農家による自己完結的な経営はむずかしい。作付期や収穫期の相互扶助の必要性に加えて、番小屋における監視作業を共同的に行なうことが特に大切である。さらに、耕起や脱穀に必要な水牛も、個々の農家で過不足なく飼育するわけにはいかない。これらの条件が稲作に共同的な色彩を与えているのである。逆にみれば、共同体的な社会関係はこのような水利用と水稻栽培によって基礎づけられているのである。

水稻栽培を補完している園地の野菜栽培や果樹の管理も、私的な利潤動機によって市場向けに行なわれているものは少なく、基本的に自給部門として共的な経済活動の領域に属しているのである。ヘーナ作と畜産とは、すでに述べたように、近年になって市場めあての商品生産への傾斜を著しく強めて

いるが、かつてはほぼ全面的に稻作部門を補完する役割を果たしていたのである。今日でも、私的な市場経済に組み込まれる一方で、共的な村落の経済生活の構成部分であるという意義を失ってはいない。

付表【略】の世帯調査集計表は、村の居住区ごとに全世帯を水田所有面積の規模順に整理したものである。この表から読みとることができるように、水田所有面積は必ずしもその世帯の経済的な地位を示すことにならないのである。他の部門によって支えられない水田所有世帯は、耕作を継続することさえ困難であり、他の村民に貸し付けても明治期の日本の地主のような社会的な地位を維持することができない。水田所有面積と稻作面積との大きな差は、そのような事情を教えているはずである。

稻作とそれを補完する共的な経済活動によって、農村社会の統合が基礎づけられていたのが、植民地政府の支配を受ける前の貯水池灌漑の村落であったと思われる。1840年の公有地侵害条令は、村内の土地の大半と内水面のすべてを公有地に編入してしまい、村内に公的な領域を一挙に創出したかに見える。しかし、これはウェット・ゾーンにおけるプランテーション農園の創出の必要から強行された立法であり、貯水池村落では特に公有地利用税の負担が課せられることもなく、単なる法形式の変化にすぎなかった。しかし、19世紀末からドライ・ゾーンでも公有地の払下げが行なわれると、農地に価格がつけられ私人間を移動するようになり、土地市場の形成が農村経済に及ぼしたインパクトはきわめて大きい。

それまで、相続もしくは婚資として農地が分割され、権利の移転が行なわれていただけで、任意の第三者が市場で売買することは全くなかったからである。私的な経済活動が、村落内の社会関係に変容をもたらす主たる要因として登場することになるのである。市場といえば、村内の自給に必要な量を越える収穫のあった穀物、蔬菜、果実、香料、畜産物、水産物などが、近在の定期市で他の地域の特産物と取引される程度のものであった。村の土地は住民の共同の富であり、その利用権を外部の者に譲ることできえ、カースト団体のワリガヤ会議では認められなかった。そんなことを許せば、村が單一

カーストの社会でなくなってしまう恐れがあるからである。

同様に、19世紀末頃から手がけられるようになった大規模灌漑施設の復旧事業は、工事に必要な土工をドライ・ゾーンの貯水池村落にも求めた。労働力が商品化され、賃金を得る可能性が生れたのである。それまで、水利施設の維持管理は、関係農民のラージャカリヤ（無償の共同労働）によって行なわれていた。同じような作業をしても、灌漑局の工事現場で働くと賃金を得られるようになり、村内の労働慣行にも大きな影響を与えていた。部分的ながらも労働力市場が生れはじめたからである。圃場での農作業を近隣の農家に手伝ってもらうアッタン慣行が徐々にくずれ、農業賃労働へと移っていったといわれている。

そして、灌漑局の活動が末端にいきわたるようになると、プドゥクラマのような小さな貯水池も公的な管理を受ける機会が生れる。たとえば、ホローワ（Horowa）と呼ばれる取水口の土管は、灌漑局の許可なしに動かしたり、取り替えたりすることができなくなる。灌漑施設でみられる変化は、教育機関、交通手段、医療施設、郵便制度、警察や裁判でもあらわれ、村落生活への公権力の介入がしだいに深まっている。第2次大戦中に始められた食糧の配給制度は、1967年以降米の無料配給にまで拡大し、すべての農家が配給米を受給しはじめた。このような小さな村落で、43世帯のうち2世帯が生活保護の対象となっていることからもうかがわれるよう、公的な経済活動も私的な市場経済に負けずに、農村社会を変容させる力として作用しているのである。

とりわけ、1970年代前半の天候不順と稲作の不振とは、労働力の流出や公的な救済事業の展開などをもたらし、農村における共的な経済活動の自律性や統合力を減退させつつある。ヘーナ作や畜産部門における商品経済の伸長は、私的な利潤動機による農家経営を力づけている。これらの形態での私的な部門と公的な部門の拡大は、共的部門を縮小させ、その分だけ村落社会のまとまりを解体する過程となっている。村民の生活は、しだいに村外の公権力や市場経済に左右され、これらの公・私の経済部門と無関係に生きること

は不可能になりつつある。

しかし、農村社会への公的な介入や私的な商品関係の展開に対する反作用ともいべき、新しい形態の共的な経済活動も生れている。ガルマドゥワ村の共同耕作（6エーカー）や、パニッチャカッラ池のプラナウェラにおける15名の青年による共同耕作は、共的な活動の事例である。このような共的な領域が、稲作部門を中心として今日もなお、強い統合力を持つつづけているのは、共通の水源を共同で利用する、という貯水池灌漑の独自な水利用のあり方に支えられているからであろう。

他方、かつて稲作部門の共的な経済を補う役割をになっていたヘーナ作や畜産部門において、商品関係が支配的になったり、兼業部門や公的な土木事業が拡大されたりすると、水利用の共同性に支えられていたはずの稲作部門にもまた、商品経済の浸透や公的な管理が進展していく。高収量品種の導入にともなう農薬や化学肥料の投入、トラクターなどの農業機械の使用は、商品関係の形成をうながさずにはおかないと。政府による食糧管理制度の強化は、稲作生産に公的な性格を与えることになる。

このように、村落単位で貯水池の水利用を共同的に行なう水稻栽培をめぐって、公・共・私の3種の経済活動が、相互に規定しあいながらも併存している状態である。この3種の経済活動のうち、公・私が優越して農村社会の自律性を解体し、公権力や市場機構に従うようになるか、あるいは共的な活動が再び農村社会を統合することになるか、それとも公・共・私の3者がそれぞれ固有の活動領域を確定し、相互依存関係を形成するようになるのか、他地域の農村社会と比較しながら、今後の研究課題としたい。